

令和5年11月富山県議会定例会議案

令和5年11月富山県議会定例会議案目次

議案第102号	令和5年度富山県一般会計補正予算（第5号）	1
議案第103号	令和5年度富山県港湾施設特別会計補正予算（第1号）	21
議案第104号	令和5年度富山県病院事業会計補正予算（第2号）	23
議案第105号	令和5年度富山県流域下水道事業会計補正予算（第2号）	27
議案第106号	令和5年度富山県電気事業会計補正予算（第2号）	28
議案第107号	令和5年度富山県水道事業会計補正予算（第2号）	32
議案第108号	令和5年度富山県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	33
議案第109号	令和5年度富山県地域開発事業会計補正予算（第1号）	34
議案第110号	富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例一部改正の件	35
議案第111号	富山県一般職の職員等の給与に関する条例等一部改正の件	36
議案第112号	富山県道路占用料条例一部改正の件	70
議案第113号	富山県立都市公園条例及び富山県置県百年記念県民公園条例一部改正の件	72
議案第114号	工事請負契約変更に関する件（主要地方道富山立山公園線道路総合交付金（改築）富立大橋上部工工事）	76
議案第115号	工事請負契約変更に関する件（主要地方道高岡環状線道路改築橋梁上部工（5-1）工事）	77
議案第116号	富山県教育文化会館の指定管理者の指定に関する件	78
議案第117号	富山県高岡文化ホールの指定管理者の指定に関する件	79
議案第118号	富山県新川文化ホールの指定管理者の指定に関する件	80
議案第119号	富山県利賀芸術公園の指定管理者の指定に関する件	81
議案第120号	富山県民共生センターの指定管理者の指定に関する件	82
議案第121号	富山県立乳児院の指定管理者の指定に関する件	83
議案第122号	富山県立山カルデラ砂防博物館の指定管理者の指定に関する件	84
議案第123号	伏木富山港新湊地区国際物流ターミナルの指定管理者の指定に関する件	85
議案第124号	富山県呉羽青少年自然の家の指定管理者の指定に関する件	86
議案第125号	富山県砺波青少年自然の家の指定管理者の指定に関する件	87
議案第126号	当せん金付証券の発売に関する件	88

報告第 21 号 地方自治法第 179 条による専決処分の件.....	89
富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例一部改正の 件.....	90
損害賠償に係る和解に関する件.....	91
報告第 22 号 地方自治法第 180 条による専決処分の件.....	92
損害賠償に係る和解に関する件.....	93

令和 5 年度富山県一般会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度富山県の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,583,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 662,488,246 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の補正は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の補正は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の補正は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の補正は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 5 年 11 月 28 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

		歳 入		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 地方交付税		144,198,720	1,904,120	146,102,840
	1 地方交付税	144,198,720	1,904,120	146,102,840
9 国庫支出金		79,511,406	199,921	79,711,327
	1 国庫負担金	25,405,666	162,265	25,567,931
	2 国庫補助金	53,161,646	37,607	53,199,253
	3 委託金	944,094	49	944,143
11 寄附金		240,267	11,338	251,605
	1 寄附金	240,267	11,338	251,605
12 繰入金		18,579,703	297,273	18,876,976
	1 特別会計繰入金	6,983,403	238,000	7,221,403
	2 基金繰入金	11,596,300	59,273	11,655,573
14 諸収入		119,171,639	4,448	119,176,087
	7 雑収入	7,519,865	4,448	7,524,313
15 県債		52,682,053	165,900	52,847,953
	1 県債	52,682,053	165,900	52,847,953
補正されなかった款項に係る額		245,521,458		245,521,458

歳 入 合 計		659,905,246	2,583,000	662,488,246
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,062,537	7,467	1,070,004
	1 議 会 費	1,062,537	7,467	1,070,004
2 総 務 費		29,169,829	487,385	29,657,214
	1 総 務 管 理 費	13,130,671	280,084	13,410,755
	2 企 画 費	5,792,459	26,342	5,818,801
	3 自 然 保 護 費	1,403,265	7,536	1,410,801
	4 徴 税 費	4,748,943	162,556	4,911,499
	7 防 災 費	2,365,414	3,204	2,368,618
	8 統 計 調 査 費	342,285	4,347	346,632
	9 人 事 委 員 会 費	135,621	2,369	137,990
	10 監 査 委 員 費	129,274	947	130,221
	3 民 生 費		55,079,819	87,448
1 社 会 福 祉 費		38,757,449	20,025	38,777,474
2 児 童 福 祉 費		15,926,923	67,258	15,994,181
3 生 活 保 護 費		388,239	165	388,404
4 衛 生 費		45,195,900	76,474	45,272,374

	1 公衆衛生費	32,095,836	12,627	32,108,463
	2 環境衛生費	1,854,213	3,585	1,857,798
	3 保健所費	1,618,099	20,494	1,638,593
	4 医務費	5,527,420	26,839	5,554,259
	5 藥務費	1,194,498	6,562	1,201,060
	6 公害防止費	2,905,834	6,367	2,912,201
5 労働費		2,629,525	73,042	2,702,567
	1 労政費	770,618	67,783	838,401
	2 職業訓練費	1,320,072	3,600	1,323,672
	3 失業対策費	479,163	1,216	480,379
	4 労働委員会費	59,672	443	60,115
6 農林水産業費		34,711,557	286,842	34,998,399
	1 農業費	7,503,422	236,027	7,739,449
	2 畜産業費	805,682	9,046	814,728
	3 農地費	16,077,247	19,593	16,096,840
	4 林業費	8,345,562	15,525	8,361,087
	5 水産業費	1,979,644	6,651	1,986,295
7 商工費		117,022,361	32,235	117,054,596
	1 商業費	106,740,309	2,113	106,742,422

	2 工 鉱 業 費	8,507,512	19,644	8,527,156
	3 観 光 費	1,774,540	10,478	1,785,018
8 土 木 費		64,722,833	62,238	64,785,071
	1 土 木 管 理 費	1,164,765	11,713	1,176,478
	2 道 路 橋 り ょ う 費	30,343,656	24,801	30,368,457
	3 河 川 海 岸 費	18,315,608	15,301	18,330,909
	4 港 湾 費	5,629,848	2,622	5,632,470
	5 都 市 計 画 費	7,986,760	4,589	7,991,349
	6 住 宅 費	1,282,196	3,212	1,285,408
9 警 察 費		25,393,056	281,692	25,674,748
	1 警 察 管 理 費	24,803,025	278,107	25,081,132
	2 警 察 活 動 費	590,031	3,585	593,616
10 教 育 費		103,765,043	1,187,661	104,952,704
	1 教 育 総 務 費	10,399,947	35,264	10,435,211
	2 小 学 校 費	29,294,569	417,915	29,712,484
	3 中 学 校 費	17,443,613	221,998	17,665,611
	4 高 等 学 校 費	27,179,143	207,781	27,386,924
	5 特 別 支 援 学 校 費	10,209,641	105,225	10,314,866
	6 大 学 費	3,813,419	190,554	4,003,973

	7 社会教育費	3,366,475	7,271	3,373,746
	8 保健体育費	2,058,236	1,653	2,059,889
11 災害復旧費		17,165,827	516	17,166,343
	2 公共土木施設 災害復旧費	11,218,717	516	11,219,233
補正されなかった款項に係る額		163,986,959		163,986,959
歳 出 合 計		659,905,246	2,583,000	662,488,246

第2表 継続費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	6 大学費	公立大学法人 振興事業費	1,218,368	令和5年度	178,872
				令和6年度	536,972
				令和7年度	502,524

第3表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎維持管理費	34,327
	3 自然保護費	県民公園推進費	34,300
	4 徴税費	県税事務所費	15,065
3 民生費	2 児童福祉費	児童相談所運営費	118,490
4 衛生費	1 公衆衛生費	衛生研究所費	8,900
5 労働費	2 職業訓練費	職業能力開発校整備費	49,870
6 農林水産業費	3 農地費	県営水利施設整備事業費	81,000
		県営農地整備事業費	663,000
		地すべり対策事業費	29,000
		県営農村地域防災減災事業費	697,000
	4 林業費	県営林道整備交付金事業費	175,100
		山のみち地域づくり交付金事業費	131,100
		県営林道開設交付金事業費	69,700
		団体営林道改良交付金事業費	55,600
		県営林道改良事業費	4,500
		復旧治山事業費	60,000

		予防治山交付金事業費	46,000
		県単独治山事業費	12,000
		緊急治山事業費	400,000
		地すべり防止事業費	189,000
		治山施設機能強化交付金事業費	72,000
		山地災害重点地域総合対策事業費	35,000
	5 水 産 業 費	水産基盤整備事業費	343,000
		漁港・海岸整備交付金事業費	27,000
		漁港海岸整備事業費	60,000
8 土 木 費	2 道 路 橋 り ょ う 費	県単独災害防除費	90,000
		県単独雪寒対策施設費	31,000
		県単独雪寒対策施設維持修繕費	78,000
		積雪寒冷地道路建設機械整備費	50,000
		県単独交通安全施設整備費	78,000
		県単独道路維持修繕費	384,000
		道路総合交付金事業費	1,363,000
		県単独橋りょう維持修繕費	151,000
	3 河 川 海 岸 費	県単独河川改良費	70,000
		県単独ダム維持管理費	50,000

		河川総合交付金事業費	470,000
		河川改修費	480,000
		砂防総合交付金事業費	600,000
		砂防関係施設整備費	1,100,000
		海岸保全事業費	125,000
		港湾海岸保全事業費	50,000
		港湾海岸総合交付金事業費	110,000
	4 港 湾 費	県単独港湾運河維持修繕費	150,000
		県単独港湾改良整備費	47,000
		伏木富山港港湾公害防止対策費	27,000
		港湾総合交付金事業費	494,000
		港湾予防保全事業費	350,000
		伏木富山港改良整備費	47,000
		県単独空港整備費	115,000
		富山空港整備費	38,855
	5 都 市 計 画 費	組合土地区画整理事業費	64,000
		県単独都市計画街路改良費	170,000
		都市計画街路事業推進費	5,000
		県単独都市公園施設整備費	505,600

		都市公園総合交付金事業費	192,800
	6 住 宅 費	県営住宅維持管理費	23,500
		公営住宅ストック整備事業費	17,100
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	総合教育センター運営費	54,728
	4 高 等 学 校 費	高等学校建設事業費	128,597
	5 特 別 支 援 学 校 費	学校修繕費（特別支援）	12,559
		特別支援学校建設事業費	27,565
	7 社 会 教 育 費	青少年教育施設等管理費	19,242
		県立文化ホール管理運営費	3,985
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	治山施設災害復旧事業費	100,000
合 計			11,284,483

2 変 更

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
8 土 木 費	2 道 路 橋 り ょう 費	道路橋りょう改築費	396,300	道路橋りょう改築費	4,145,300
		県単独道路改良費	191,160	県単独道路改良費	562,160
	3 河 海 岸 川 費	県単独河川維持修繕費	195,000	県単独河川維持修繕費	635,000
		県単独砂防維持修繕費	50,000	県単独砂防維持修繕費	480,000
		海岸総合交付金事業費	35,000	海岸総合交付金事業費	184,000
	5 都 市 計 画 費	都市計画街路総合交付金事業費	119,000	都市計画街路総合交付金事業費	329,000
街路事業費		92,000	街路事業費	2,102,000	
10 教 育 費	4 高 学 校 等 費	学校修繕費（全日制）	31,098	学校修繕費（全日制）	136,841
		高等学校校舎等リフレッシュ事業費	76,351	高等学校校舎等リフレッシュ事業費	226,500
補正されなかった事業に係る額			6,547,000		6,547,000
合 計			7,732,909		15,347,801

第4表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山県民共生センター管理事業	令和6年度から 令和8年度まで	398,845
繁忙期等補助業務労働者派遣費	令和6年度	45,373
県報PDFファイル編集等業務委託	令和6年度	3,600
施設保守管理等業務委託	令和6年度	996,000
税納付金輸送業務委託	令和6年度	4,895
税務帳票印刷等業務委託	令和6年度	12,700
税務電算システム移行データ抽出業務	令和6年度から 令和7年度まで	2,070
性暴力被害ワンストップ支援センターとやま電話相談業務委託	令和6年度	3,030
富山県・遼寧省友好県省締結40周年記念友好訪問団派遣事業	令和6年度	6,800
富山県教育文化会館管理事業	令和6年度から 令和8年度まで	283,071
富山県高岡文化ホール管理事業	令和6年度から 令和8年度まで	407,544

富山県新川文化ホール管理事業	令和6年度から 令和8年度まで	461,385
富山県利賀芸術公園管理事業	令和6年度から 令和8年度まで	515,196
富山県美術館企画展開催事業	令和6年度	24,950
富山県美術館広報スタッフ派遣費	令和6年度	7,684
障害者スポーツ環境整備事業	令和6年度	1,953
富山県立乳児院管理事業	令和6年度から 令和8年度まで	455,457
障害者権利擁護センター夜間・休日通報受付業務委託	令和6年度	850
富山県オンライン小児医療相談事業運営委託	令和6年度	19,200
富山県子ども医療電話相談事業運営委託	令和6年度	11,809
「こころ・いのちの電話」運営事業	令和6年度	24,764
精神障害者保護対策費	令和6年度	19,190
創薬研究開発センター機器保守管理業務委託	令和6年度から 令和10年度まで	118,052
富山県高岡地区産業展示施設整備改修等調査検討業務	令和6年度	16,000

農業振興資金利子補給（特別枠） 1 相手方 農業協同組合 2 資金の種類 運転資金に支障を来す農業者に対して新たに制度資金制度を創設することにより農業者の経営安定を支援する資金 3 利子補給の対象となる貸付金 農業経営安定資金 100,000千円以内 4 利子補給期間 5年以内	令和6年度から 令和10年度まで	年3.5%以内の利子補給 4,492
県単独農業農村整備事業	令和6年度	50,000
県単独治山事業	令和6年度	30,000
道路管理事業	令和6年度	413,747
県単独道路除雪事業	令和6年度	60,000
県単独災害防除事業	令和6年度	90,000
積雪寒冷地道路建設機械整備事業	令和6年度	121,000
積雪寒冷地道路除雪事業	令和6年度	40,000
道路総合交付金事業	令和6年度	102,000
主要地方道小矢部伏木港線水道管移設補償	令和6年度から 令和7年度まで	540,000
県単独交通安全施設整備事業	令和6年度	218,000

県単独道路維持修繕事業	令和6年度	1,125,000
県単独道路改良事業	令和6年度	65,000
県単独橋りょう維持修繕事業	令和6年度	150,000
県単独河川維持修繕事業	令和6年度	66,000
県単独ダム維持管理事業	令和6年度	60,000
河川改修事業	令和6年度	30,000
境川ダム河川改修ダム管理用設備改良工事	令和6年度から 令和7年度まで	100,000
立山カルデラ砂防博物館管理運営費	令和6年度から 令和8年度まで	406,896
県単独港湾運河維持修繕事業	令和6年度	166,000
県単独空港整備事業	令和6年度	50,000
富山空港整備事業	令和6年度	202,000
公営住宅ストック整備事業	令和6年度	75,000
会計年度任用職員人事給与システム導入事業	令和6年度から 令和10年度まで	231,000
情報通信技術支援員派遣事業	令和6年度	18,682
旧高岡西高等学校建物等解体事業	令和6年度	333,148
富山県呉羽青少年自然の家管理事業	令和6年度から 令和8年度まで	112,428

富山県砺波青少年自然の家 管理事業	令和6年度から 令和8年度まで	118,373
交通規制標示塗替事業	令和6年度	188,000
自動車保管場所調査事業	令和6年度	63,500
自動車保管場所標章作成事業	令和6年度	18,700
自動車運転免許更新時講習事業	令和6年度	59,700
自動車運転免許停止処分者講習事業	令和6年度	31,500
自動車運転免許原付講習事業	令和6年度	600
自動車運転免許申請等補助事業	令和6年度	80,400
放置駐車確認事業	令和6年度	8,800

2 変 更

(単位 千円)

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
県立学校施設長寿命化改修事業	令和 6 年度 から 令和 8 年度 まで	159,744	県立学校施設長寿命化改修事業	令和 6 年度 から 令和 8 年度 まで	170,748

第5表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
県有施設整備費	4,020,400	119,000	4,139,400	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	5.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
緊急防災・減災費	792,000		792,000			
並行在来線費	160,000		160,000			
公事等補助費	14,744,000		14,744,000			
県単独農林水産業施設整備事業費	10,000		10,000			
直轄事業費金	10,438,000		10,438,000			
公園整備事業費	471,000		471,000			
公営住宅建設費	69,000		69,000			
地方道整備費	4,311,800		4,311,800			
自然災害防止費	2,643,000		2,643,000			
警察施設整備費	563,000		563,000			
高等学校整備費	3,051,000		3,051,000			
臨時高等学校費	311,000		311,000			
特別支援学校費	316,000		316,000			
地域活性化費	975,000	43,000	1,018,000			
施設整備補助費	287,000		287,000			

補助直轄災害復旧事業費	5,313,300		5,313,300			
単独災害復旧費	200,000	3,900	203,900			
行政改革推進費	1,000,000		1,000,000			
臨時財政対策債	3,006,553		3,006,553			
計	52,682,053	165,900	52,847,953			

議案第 103 号

令和 5 年度富山県港湾施設特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 5 年度富山県の港湾施設特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 5 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
伏木富山港新湊地区国際物流ターミナル管理事業	令和6年度から 令和7年度まで	5,112
国際物流ターミナル北岸壁管理事業	令和6年度	3,915
引船運航管理事業	令和6年度	42,800

令和 5 年度富山県病院事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 5 年度富山県病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度富山県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 病院事業費用	32,632,766千円	235,490千円	32,868,256千円
第 1 項 医業費用	32,387,779千円	235,490千円	32,623,269千円

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	2,453,771千円	3,000千円	2,456,771千円
第 1 項 企業債	1,861,000千円	3,000千円	1,864,000千円
	支 出		
第 1 款 資本的支出	4,379,984千円	3,000千円	4,382,984千円
第 1 項 建設改良費	2,134,459千円	3,000千円	2,137,459千円

第 4 条 予算第 5 条中

富山県立中央病院調理業務委託	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	787,000	を
富山県立中央病院心臓血管連続撮影装置保守業務委託	令和 6 年度から 令和 11 年度まで	291,500	

富山県立中央病院調理業務委託	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	787,000
----------------	------------------------	---------

富山県立中央病院心臓血管連続撮影装置保守業務委託	令和6年度から令和11年度まで	291,500
富山県立中央病院オンライン図書購入費	令和6年度から令和10年度まで	33,562
富山県立中央病院空調設備等保守管理業務委託	令和6年度から令和7年度まで	298,322
富山県立中央病院高額医療器械保守点検業務委託	令和6年度	187,439
富山県立中央病院駐車場管理業務委託	令和6年度	45,100
富山県立中央病院オンライン洋雑誌購入費	令和6年度	9,908

に改める。

第5条 予算第6条中

富山県立中央病院劣化改修事業費	559,000
富山県立中央病院中央病棟A改修事業費	128,000
富山県立中央病院3D画像解析システム更新・AI対応事業費	65,000
富山県立中央病院医療器械整備事業費	892,000

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター劣化改修事業費	69,000
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター病院情報システム整備事業費	12,000
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター医療器械整備事業費	41,000
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター借換債	95,000
計	1,861,000

を

富山県立中央病院劣化改修事業費	559,000
富山県立中央病院中央病棟A改修事業費	128,000
富山県立中央病院3D画像解析システム更新・AI対応事業費	65,000
富山県立中央病院医療器械整備事業費	892,000
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター劣化改修事業費	72,000
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター病院情報システム整備事業費	12,000

に改める。

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター医療器械整備事業費	41,000
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター借換債	95,000
計	1,864,000

令和5年11月28日 提出

富山県知事 新田 八郎

令和 5 年度富山県流域下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

第 1 条 令和 5 年度富山県流域下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度富山県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第 1 款 事業収益	7,822,776千円	146,421千円	7,969,197千円
第 1 項 営業収益	3,094,584千円	146,421千円	3,241,005千円
	支 出		
第 1 款 事業費	7,631,455千円	146,421千円	7,777,876千円
第 1 項 営業費用	7,399,049千円	146,421千円	7,545,470千円

令和 5 年 11 月 28 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 5 年度富山県電気事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 5 年度富山県電気事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度富山県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(2) 主要な建設改良事業

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
発電所老朽化対策事業費	3,043,432千円	120,000千円	3,163,432千円

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		

第 1 款 事業費 5,264,073千円 14,553千円 5,278,626千円

第 1 項 営業費用 4,660,235千円 14,553千円 4,674,788千円

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 983,918千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,221,918千円」に、「当年度分損益勘定留保資金983,918千円」を「当年度分損益勘定留保資金983,918千円、前年度未処分利益剰余金処分額88,000千円、地域振興積立金処分額150,000千円」に改め、同条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		

第 1 款 資本的収入 3,116,020千円 120,000千円 3,236,020千円

第 1 項 企業債 3,026,000千円 120,000千円 3,146,000千円

支 出

第 1 款 資本的支出 4,099,938千円 358,000千円 4,457,938千円

第 1 項 建設改良費 3,826,160千円 120,000千円 3,946,160千円

第 5 項 他会計繰出金 238,000千円 238,000千円

第 5 条 予算第 5 条中

共同水路遠方監視制御装置更新工事費	令和6年度から 令和8年度まで	207,900
監視制御システム更新工事費	令和6年度から 令和8年度まで	539,000
発電所通信環境拡充工事費	令和6年度	172,457
発電所機器更新工事費	令和6年度	39,682
主要機器等修繕工事費	令和6年度	847,000
水車発電機細密点検工事費	令和6年度	58,069
低濃度PCB廃棄物無害化処理業務委託費	令和6年度	13,805
太陽光発電所保守点検業務委託費	令和6年度	6,533
電気事業機器整備費	令和6年度から 令和12年度まで	4,000
電動サーボモータ等更新工事費	令和6年度から 令和7年度まで	385,000

を

共同水路遠方監視制御装置更新工事費	令和6年度から 令和8年度まで	248,000
監視制御システム更新工事費	令和6年度から 令和8年度まで	539,000
発電所通信環境拡充工事	令和6年度	172,457

費		
発電所機器更新工事費	令和6年度	39,682
主要機器等修繕工事費	令和6年度	847,000
水車発電機細密点検工事費	令和6年度	58,069
低濃度PCB廃棄物無害化処理業務委託費	令和6年度	13,805
太陽光発電所保守点検業務委託費	令和6年度	6,533
電気事業機器整備費	令和6年度から令和12年度まで	4,000
電動サーボモータ等更新工事費	令和6年度から令和7年度まで	385,000
大長谷第二発電所PCB廃棄物処理業務委託費	令和6年度	600,000
施設保守管理等業務委託	令和6年度	2,100
電気事業機器整備費（局有車更新）	令和6年度	5,000

に改める。

第6条 予算第6条中

発電所老朽化対策事業費	3,026,000	を
-------------	-----------	---

発電所老朽化対策事業費	3,146,000	に改める。
-------------	-----------	-------

第7条 予算第9条中「877,860千円」を「892,413千円」に改める。

令和5年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 5 年度富山県水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 5 年度富山県水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度富山県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 事 業 費	1,661,725千円	5,123千円	1,666,848千円
第 1 項 営 業 費 用	1,590,236千円	5,009千円	1,595,245千円
第 2 項 営 業 外 費 用	70,969千円	114千円	71,083千円

第 3 条 予算第 5 条中

「	<table border="1"> <tr> <td>水道事業機器整備費</td> <td>令和 6 年度から 令和12年度まで</td> <td>2,000</td> <td style="border: none;">を</td> </tr> </table>	水道事業機器整備費	令和 6 年度から 令和12年度まで	2,000	を	」						
水道事業機器整備費	令和 6 年度から 令和12年度まで	2,000	を									
「	<table border="1"> <tr> <td>水道事業機器整備費</td> <td>令和 6 年度から 令和12年度まで</td> <td>2,000</td> <td rowspan="3" style="border: none;">に改める。</td> </tr> <tr> <td>水道事業機器整備費（共 用車リース）</td> <td>令和 6 年度から 令和13年度まで</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>施設保守管理等業務委託</td> <td>令和 6 年度</td> <td>11,200</td> </tr> </table>	水道事業機器整備費	令和 6 年度から 令和12年度まで	2,000	に改める。	水道事業機器整備費（共 用車リース）	令和 6 年度から 令和13年度まで	4,000	施設保守管理等業務委託	令和 6 年度	11,200	」
水道事業機器整備費	令和 6 年度から 令和12年度まで	2,000	に改める。									
水道事業機器整備費（共 用車リース）	令和 6 年度から 令和13年度まで	4,000										
施設保守管理等業務委託	令和 6 年度	11,200										

第 4 条 予算第 9 条中「313,214 千円」を「318,337 千円」に改める。

令和 5 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 5 年度富山県工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号)

第 1 条 令和 5 年度富山県工業用水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度富山県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第 1 款 事 業 費	2,036,026千円	29,312千円	2,065,338千円
第 1 項 営 業 費 用	2,009,383千円	29,312千円	2,038,695千円

第 3 条 予算第 5 条中

工業用水道事業機器整備費	令和 6 年度から 令和12年度まで	2,000	を
工業用水道事業機器整備費	令和 6 年度から 令和12年度まで	2,000	に改める。
漏水検知システム運用業務委託	令和 6 年度	17,200	
施設保守管理等業務委託	令和 6 年度	12,000	

第 4 条 予算第 9 条中「131,122 千円」を「160,434 千円」に改める。

令和 5 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 109 号

令和 5 年度富山県地域開発事業会計補正予算 (第 1 号)

第 1 条 令和 5 年度富山県地域開発事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度富山県地域開発事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第 1 款 事 業 費	49,676千円	21千円	49,697千円
第 1 項 営 業 費 用	44,058千円	21千円	44,079千円

第 3 条 予算第 7 条中「6,807 千円」を「6,828 千円」に改める。

令和 5 年 11 月 28 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 110 号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例一部改正の
件

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第13項を次のように改める。

13 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第 127 号）第 7 条第 8 項に規定する市町村との協議

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第50号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 111 号

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等一部改正の件

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和 5 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 8 条の 2 第 1 項第 1 号中「414,800 円」を「415,600 円」に改め、同項第 2 号中「50,800円」を「51,100円」に改める。

第22条第 2 項各号列記以外の部分中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 100）」の次に「、12月に支給する場合には 100 分の 125（特定管理職員にあつては、100 分の 105）」を加え、同条第 3 項中「100 分の57.5）」の次に「と、「100 分の 125」とあるのは「100 分の70」と、「100 分の 105」とあるのは「100 分の60）」を加える。

第23条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 120）」の次に「、12月に支給する場合には 100 分の 105（特定管理職員にあつては、100 分の 125）」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の57.5）」の次に「、12月に支給する場合には 100 分の50（特定管理職員にあつては、100 分の60）」を加える。

第23条の 2 第 1 項中「第44条」を「第26条の 8」に改める。

別表第 1 から別表第 5 までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 級の 給号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料 月額 円	給料 月額 円	給料 月額 円	給料 月額 円	給料 月額 円	給料 月額 円	給料 月額 円	給料 月額 円	給料 月額 円	給料 月額 円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					

	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
	94		295,900	343,600							
	95		296,200	344,100							
	96		296,600	344,500							
	97		296,800	344,700							
	98		297,100	345,100							
	99		297,500	345,500							
	100		297,900	345,800							
	101		298,100	346,100							
	102		298,400	346,500							
	103		298,800	346,900							
	104		299,100	347,300							
	105		299,300	347,800							
	106		299,600	348,200							
	107		300,000	348,600							
	108		300,300	349,000							
	109		300,500	349,500							
	110		300,900	349,900							
	111		301,300	350,200							
	112		301,600	350,500							
	113		301,800	351,000							
	114		302,000								
	115		302,300								
	116		302,700								
	117		302,900								
	118		303,100								
	119		303,400								
	120		303,700								
	121		304,100								
	122		304,300								
	123		304,600								
	124		304,900								
	125		305,200								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

公安職給料表

職員の 区分	職務 級の 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料額 円	給料額 円	給料額 円	給料額 円	給料額 円	給料額 円	給料額 円	給料額 円	給料額 円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900

	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	
	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	
	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100	
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300	
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500	
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700	
	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100	
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600		
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900		
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200		
	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500		
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800		
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100		
定年	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400		
前再	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600		
任用	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900		
短時	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200		
間勤	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400		
務職	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600		
員以	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900		
外の	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200		
職員	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500		
	77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700		
	78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000		
	79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300		
	80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600		
	81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800		
	82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100		
	83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400		
	84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700		
	85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900		
	86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600			
	87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900			
	88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100			

89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300
94	302,300	325,900	351,900	385,300		
95	303,400	327,200	353,400	385,900		
96	304,700	328,500	354,800	386,400		
97	305,800	329,700	356,100	386,800		
98	307,000	331,000	357,300	387,200		
99	308,200	332,200	358,400	387,800		
100	309,400	333,400	359,600	388,300		
101	310,500	334,800	360,700	388,700		
102	311,500	335,700	361,800	389,200		
103	312,500	336,700	362,900	389,800		
104	313,500	337,800	364,000	390,300		
105	314,300	338,900	365,200	390,600		
106	314,900	340,000	365,700	391,000		
107	315,500	341,000	366,300	391,500		
108	316,100	342,000	366,900	391,800		
109	316,600	343,200	367,500	392,100		
110	317,100	344,200	368,000	392,600		
111	317,500	345,200	368,500	393,100		
112	318,000	346,100	369,000	393,600		
113	318,800	347,000	369,400	393,900		
114	319,500	347,900	369,800	394,400		
115	320,200	348,900	370,400	394,900		
116	320,800	349,900	370,900	395,400		
117	321,400	350,900	371,300	395,700		
118	322,200	351,300	371,800	396,200		
119	322,900	351,900	372,400	396,700		
120	323,700	352,500	372,900	397,200		
121	324,300	352,800	373,100	397,600		
122	324,600	353,200	373,600	398,100		
123	325,100	353,700	374,100	398,500		
124	325,600	354,100	374,500	399,000		
125	325,900	354,500	375,000	399,400		
126		354,900	375,500			
127		355,400	376,000			
128		355,800	376,500			
129		356,200	376,800			
130		356,600	377,300			
131		357,000	377,800			
132		357,400	378,300			
133		357,600	378,600			
134		358,100	379,100			
135		358,500	379,500			
136		358,800	379,900			

	137		359,100	380,200						
	138		359,500	380,700						
	139		360,000	381,200						
	140		360,500	381,700						
	141		360,800	382,000						
	142		361,300							
	143		361,800							
	144		362,300							
	145		362,600							
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3（第3条関係）

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	177,200	219,700	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	402,200	
	39	242,100	293,800	403,600	
	40	243,600	295,500	405,000	

	41	245,000	296,800	406,600
	42	246,300	298,800	408,000
	43	247,500	300,700	409,300
	44	248,600	302,700	410,700
	45	249,700	304,700	412,100
	46	250,900	306,800	413,400
	47	252,100	309,000	414,900
	48	253,100	311,200	416,400
	49	254,200	313,300	418,000
	50	255,500	315,600	419,400
	51	256,700	317,800	421,000
	52	258,000	319,900	422,500
	53	259,100	322,000	424,200
	54	260,300	323,500	425,700
	55	261,600	325,000	427,300
	56	262,600	326,500	428,900
	57	263,700	328,200	430,400
	58	264,400	330,200	431,900
	59	265,400	332,200	433,100
	60	266,400	334,100	434,300
	61	267,300	335,900	435,500
	62	268,100	337,900	436,800
	63	268,900	339,900	438,100
	64	269,700	341,800	439,300
	65	270,800	343,500	440,500
	66	272,100	345,500	441,700
	67	273,400	347,500	442,900
	68	274,700	349,500	444,100
	69	275,900	351,300	445,300
	70	277,100	353,200	446,500
	71	278,300	355,100	447,700
定年	72	279,500	357,000	448,900
前再	73	280,500	358,600	450,000
任用	74	281,500	360,500	450,600
短時	75	282,500	362,300	451,100
間勤	76	283,400	364,200	451,600
務職	77	284,300	366,000	452,100
員以	78	285,200	367,700	
外の	79	286,100	369,300	
職員	80	287,000	370,900	
	81	287,800	372,300	
	82	288,900	373,800	
	83	289,900	375,200	
	84	290,900	376,500	
	85	291,900	377,600	
	86	292,900	379,000	
	87	293,900	380,400	
	88	294,900	381,700	

89	296,000	382,900
90	297,100	384,200
91	298,200	385,300
92	299,200	386,500
93	299,700	387,700
94	300,700	388,800
95	301,800	390,000
96	303,000	391,200
97	304,000	392,600
98	305,100	393,600
99	306,100	394,600
100	307,100	395,600
101	307,900	396,500
102	309,000	397,500
103	310,000	398,600
104	311,000	399,700
105	311,600	400,400
106	312,500	401,300
107	313,300	402,200
108	314,100	403,100
109	314,800	403,900
110	315,200	404,800
111	315,600	405,600
112	316,100	406,400
113	316,600	407,000
114	317,000	407,700
115	317,500	408,400
116	317,900	409,100
117	318,400	409,700
118	318,900	410,200
119	319,300	410,600
120	319,800	411,000
121	320,300	411,300
122	320,700	411,600
123	321,200	411,900
124	321,700	412,100
125	322,300	412,300
126	322,600	412,600
127	322,900	412,900
128	323,200	413,100
129	323,400	413,300
130	323,700	413,600
131	324,000	413,900
132	324,300	414,100
133	324,500	414,300
134	324,700	414,600
135	324,900	414,900
136	325,200	415,100

	137	325,500	415,300		
	138	325,700	415,600		
	139	326,000	415,900		
	140	326,300	416,100		
	141	326,500	416,300		
	142	326,700	416,600		
	143	327,000	416,900		
	144	327,200	417,100		
	145	327,500	417,300		
	146	327,700			
	147	328,000			
	148	328,300			
	149	328,500			
	150	328,700			
	151	329,000			
	152	329,300			
	153	329,500			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		235,000	275,300	332,200	416,600

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	177,200	193,400	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	372,500	
	39	241,300	268,900	373,800	
	40	242,700	271,000	375,200	
	41	244,000	273,300	376,300	
	42	245,300	275,600	377,700	
	43	246,500	277,800	379,100	
	44	247,800	279,900	380,600	

	45	249,100	282,000	382,000
	46	250,400	284,200	383,600
	47	251,600	286,300	385,100
	48	252,700	288,200	386,600
	49	253,800	290,300	387,900
	50	255,100	292,000	389,400
	51	256,400	293,800	390,800
	52	257,400	295,500	392,100
	53	258,500	296,800	393,300
	54	259,900	298,800	394,600
	55	260,900	300,700	395,700
	56	261,900	302,700	396,800
	57	262,900	304,700	398,000
	58	263,900	306,800	399,200
	59	264,900	309,000	400,400
	60	265,900	311,200	401,600
	61	266,800	313,300	402,700
	62	267,500	315,600	403,700
	63	268,200	317,800	405,000
	64	268,800	319,900	406,200
	65	269,500	322,000	407,400
	66	270,700	323,500	408,500
	67	271,800	325,000	409,600
	68	272,900	326,500	410,700
	69	274,200	328,200	411,700
	70	275,600	330,200	412,900
	71	276,800	332,200	414,100
	72	278,000	334,100	415,300
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	278,800	335,900	415,900
	74	279,700	337,900	416,700
	75	280,700	339,800	417,400
	76	281,700	341,700	417,900
	77	282,600	343,400	418,200
	78	283,600	345,200	418,600
	79	284,700	346,900	419,000
	80	285,500	348,600	419,400
	81	286,300	350,400	419,700
	82	287,100	352,100	420,100
	83	287,900	353,500	420,500
	84	288,700	355,100	420,800
	85	289,600	356,300	421,100
	86	290,400	357,900	421,500
	87	291,100	359,400	421,900
	88	291,900	360,900	422,200
	89	292,800	362,200	422,500
	90	293,700	363,500	422,800
	91	294,600	364,800	423,100
	92	295,300	366,200	423,300

93	295,600	367,600	423,500
94	296,300	368,900	
95	297,000	370,100	
96	297,700	371,200	
97	298,400	372,200	
98	299,200	373,200	
99	300,000	374,200	
100	300,700	375,100	
101	301,400	375,900	
102	301,800	376,900	
103	302,200	377,800	
104	302,600	378,700	
105	302,800	379,500	
106	303,100	380,400	
107	303,400	381,300	
108	303,600	382,200	
109	303,800	383,000	
110	304,000	384,000	
111	304,300	384,900	
112	304,600	385,800	
113	304,800	386,400	
114	305,000	387,300	
115	305,200	388,200	
116	305,500	389,100	
117	305,800	389,900	
118	306,000	390,600	
119	306,300	391,400	
120	306,600	392,200	
121	306,800	392,800	
122	307,000	393,600	
123	307,200	394,300	
124	307,500	395,000	
125	307,800	395,600	
126		396,300	
127		396,800	
128		397,400	
129		398,100	
130		398,700	
131		399,200	
132		399,700	
133		400,000	
134		400,300	
135		400,600	
136		400,900	
137		401,200	
138		401,500	
139		401,800	
140		402,100	

141			402,400		
142			402,700		
143			403,000		
144			403,300		
145			403,500		
146			403,800		
147			404,100		
148			404,300		
149			404,500		
150			404,800		
151			405,100		
152			405,300		
153			405,500		
154			405,800		
155			406,100		
156			406,300		
157			406,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		226,200	272,100	325,500	406,600

備考

- この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4（第3条関係）

研究職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500

	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
定年	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
前再	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
任用	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
短時	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
間勤	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
務職	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
員以	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
外の	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
職員	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
	69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
	73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
	74	268,600	320,600	389,700		
	75	269,600	321,700	390,300		
	76	270,600	322,700	391,000		
	77	271,600	323,800	391,700		
	78	272,600	324,800	392,300		
	79	273,600	325,700	392,900		
	80	274,500	326,600	393,500		
	81	275,500	327,500	394,100		
	82	276,600	328,300	394,700		
	83	277,700	329,000	395,300		
	84	278,600	329,600	395,900		
	85	279,500	330,100	396,400		
	86	280,400	330,600	396,900		
	87	281,300	331,100	397,400		
	88	282,000	331,500	398,100		

	89	282,800	331,800	398,500		
	90	283,900	332,300			
	91	284,900	332,800			
	92	285,900	333,200			
	93	286,800	333,500			
	94	287,700	333,900			
	95	288,700	334,300			
	96	289,600	334,700			
	97	289,900	335,200			
	98	290,800	335,700			
	99	291,500	336,200			
	100	292,400	336,700			
	101	293,300	337,200			
	102	293,900	337,700			
	103	294,600	338,200			
	104	295,300	338,700			
	105	295,800	339,100			
	106	296,300	339,500			
	107	296,800	340,000			
	108	297,200	340,400			
	109	297,400	340,900			
	110	297,800	341,300			
	111	298,100	341,800			
	112	298,300	342,200			
	113	298,600	342,700			
	114	298,900	343,100			
	115	299,200	343,600			
	116	299,500	344,000			
	117	299,800	344,500			
	118	300,100	344,900			
	119	300,300	345,300			
	120	300,600	345,700			
	121	300,900	346,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		218,500	259,700	284,500	327,000	385,700

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、本務として試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
	22	335,000	403,900	453,300	517,700	
	23	338,400	405,500	455,600	519,500	
	24	341,700	407,100	457,800	521,300	
	25	345,000	408,800	459,800	522,900	
	26	347,500	411,000	462,100	524,700	
	27	350,000	413,100	464,300	526,500	
	28	352,300	415,100	466,600	528,300	
	29	354,400	417,200	468,700	529,900	
	30	356,100	419,300	470,900	531,700	
	31	357,800	420,900	473,200	533,500	
	32	359,600	422,600	475,300	535,300	
	33	361,500	424,500	477,100	536,900	
	34	363,700	426,000	479,200	538,700	
	35	365,800	427,800	481,300	540,400	
	36	367,800	429,600	483,300	542,100	
	37	369,700	431,500	485,400	543,700	
	38	371,900	433,500	487,100	545,300	
	39	374,000	435,300	488,900	546,700	
	40	376,000	437,200	490,700	548,300	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500		
70		473,400	526,300		
71		474,100	527,200		
72		474,800	528,100		
73		475,200	528,900		
74		475,800	529,800		
75		476,500	530,700		
76		477,200	531,400		
77		477,600	532,200		
78		478,200	533,100		
79		478,800	534,000		
80		479,300	534,900		
81		479,900	535,700		
82		480,400	536,600		
83		480,900	537,500		
84		481,400	538,400		
85		481,800	539,200		
86		482,400	540,100		
87		482,800	541,000		
88		483,300	541,900		

	89		483,800	542,700		
	90		484,400			
	91		485,000			
	92		485,400			
	93		485,900			
	94		486,500			
	95		487,100			
	96		487,600			
	97		488,100			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		297,300	339,700	394,300	467,400	567,400

備考 この表は、病院、厚生センター等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
	74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
	75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
	76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
86		290,700	326,500	347,300	388,900			
87		290,900	326,700	347,600	389,300			
88		291,100	327,000	347,900	389,700			
89		291,500	327,400	348,300	390,100			
90		291,700	327,800	348,600	390,600			
91		291,900	328,200	349,000	391,000			
92		292,100	328,600	349,300	391,400			

	93		292,500	328,900	349,700	391,800		
	94		292,700	329,100	350,000			
	95		292,900	329,500	350,300			
	96		293,200	329,800	350,600			
	97		293,500	330,000	350,900			
	98		293,700	330,300	351,300			
	99		293,900	330,600	351,700			
	100		294,200	330,900	352,100			
	101		294,500	331,100	352,600			
	102		294,700	331,400	353,000			
	103		294,900	331,800	353,400			
	104		295,200	332,000	353,800			
	105		295,500	332,200	354,300			
	106			332,400				
	107			332,800				
	108			333,000				
	109			333,200				
	110			333,600				
	111			334,000				
	112			334,400				
	113			334,600				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

備考 この表は、病院、厚生センター、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、保健師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000

	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
	89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
	90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
	91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
	92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			
136	301,700	332,400			
137	301,900	332,700			
138	302,200	333,100			
139	302,600	333,500			
140	302,900	333,900			

141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

備考 この表は、病院、障害児入所施設等に勤務する保健師、助産師、看護師、
准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の100）」、「12月に支給する場合には100分の125（特定管理職員にあつては、100分の105）」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」を「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」に改める。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の120）」、「12月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の48.75」に、「100分の57.5）」、「12月に支給する場合には100分の50（特定管理職員にあつては、100分の60）」を「100分の58.75」に改める。

（富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第8条第2項中「100分の165」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の175」」を加える。

第4条 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を「100分の170」に改める。

(富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年富山県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000

第6条第2項中「100分の165」の次に「と」、「100分の125」とあるのは「100分の175」を加える。

第6条 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を「100分の170」に改める。

(富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例等の一部改正)

第7条 次に掲げる条例の規定中「、「100分の165」を「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」に改める。

- (1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例(昭和36年富山県条例第5号)第1条第3項ただし書
- (2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和35年

富山県条例第38号) 第5条第2項ただし書

(3) 富山県監査委員の給与等に関する条例(昭和29年富山県条例第18号) 第2条第2項ただし書

(4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例(昭和26年富山県条例第31号) 第1条第3項ただし書

第8条 次に掲げる条例の規定中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を「100分の170」に改める。

(1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項ただし書

(2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2項ただし書

(3) 富山県監査委員の給与等に関する条例第2条第2項ただし書

(4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項ただし書

(県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例(平成4年富山県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

(富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年富山県条例第61号)の一部を次のように改正する。

第24条第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

(富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第11条 富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年富山県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第5条(見出しを含む。)中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第7条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第8条第3項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第8条の2を削る。

別表中「247,600円」を「249,400円」に、「550,000円」を「370,900円」に、「337,300円」を「345,000円」に、「830,000円」を「839,000円」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条から第10条までの規定並びに第11条中第2条第1項、第5条、第7条及び第8条第3項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（富山県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第8条の2第1項第1号及び第2号並びに別表第1から別表第5までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第5条の規定（富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項及び第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第11条の規定（富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員条例」という。）第8条の2を削る改正規定及び別表の改正規定に限る。）による改正後の会計年度任用職員条例の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定（給与条例第22条第2項及び第3項並びに第23条第2項各号の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第5条の規定（任期付研究員条例第6条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定並びに第7条の規定による改正後の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例及び富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（次条において「改正後の知事等給与条例等」という。）の規定は令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例、第5条の規定による改正後の任期付研究員条例、改正後の知事等給与条例等又は第11条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例、第5条の規定による改正前の任期付研究員条例、第7条の規定による改正前の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例若しくは富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例又は第11条の規定による改正前の会計年度任用職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例、第5条の規定による改正後の任期付研究員条例、改正後の知事等給与条例等又は第11条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

議案第 112 号

富山県道路占用料条例一部改正の件

富山県道路占用料条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県道路占用料条例の一部を改正する条例

富山県道路占用料条例（昭和37年富山県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設	140円	110円
-------------------------------------	------	------

を

令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設			140円	110円	
令第 7 条第 8 号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が 1 のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	時価に 0.006 を乗じて得た額	時価に 0.008 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		時価に 0.009 を乗じて得た額	時価に 0.011 を乗じて得た額
		階数が 3 のもの		時価に 0.011 を乗じて得た額	時価に 0.015 を乗じて得た額
		階数が 4 以上のもの		時価に 0.013 を乗じて得た額	時価に 0.016 を乗じて得た額
その他のもの			時価に 0.018 を乗じて得た額		

に改め、同表の備考の 6 中「土地」の次に「（令第 7 条第 8 号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるものについて近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

議案第 113 号

富山県立都市公園条例及び富山県置県百年記念県民公園条例一部改正
の件

富山県立都市公園条例及び富山県置県百年記念県民公園条例の一部を次のように
改正する。

令和 5 年 11 月 28 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県立都市公園条例及び富山県置県百年記念県民公園条例の一部を
改正する条例

(富山県立都市公園条例の一部改正)

第 1 条 富山県立都市公園条例（昭和 52 年富山県条例第 41 号）の一部を次のように
改正する。

第 9 条中「若しくは第 6 条第 1 項」を「の許可を受けた者（認定計画提出者（法
第 5 条の 6 第 1 項に規定する認定計画提出者をいう。第 3 項において同じ。）を
除く。）若しくは法第 6 条第 1 項」に、「の許可又は」を「の許可を受けた者又
は」に改め、「（第 12 条において「許可を受けた者」という。）」を削り、同条
に次の 2 項を加える。

2 法第 5 条の 2 第 4 項の条例で定める額は、別表第 3 に定める額とする。

3 認定計画提出者は、法第 5 条の 7 第 3 項に定めるところにより使用料を納め
なければならない。

第 12 条中「ただし、」の次に「法第 5 条第 1 項若しくは第 6 条第 1 項若しくは
第 3 項の許可又は第 2 条第 1 項若しくは第 3 項の」を加える。

別表第 3 備考を削り、同表の 1 の表を次のように改める。

1 法第 5 条第 1 項の規定により公園施設を設置し、又は管理する場合

区分	年額	月額	日額
土地	$(\text{当該土地の価格} \times \text{許可面積}) / \text{当該土地の面積} \times (5 / 100)$	$\text{年額} \times (1 / 12)$	$\text{月額} \times (1 / 30)$
	$(\text{当該建物の価格} \times \text{許可面積}) / \text{当該}$	$\text{年額} \times (1 /$	$\text{月額} \times (1 /$

建物	$\frac{\text{建物の延べ面積} \times (7 / 100) + 12}{((\text{当該土地の価格} \times \text{当該建物の建て面積}) / \text{当該土地の面積}) \times (\text{当該建物の許可面積} / \text{当該建物の延べ面積}) \times (5 / 100)}$	30)
----	--	-----

備考 使用料の額の算出に当たっては、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 価格とは、時価をいう。
- (2) 面積は、平方メートルを単位とする。
- (3) 算出の基礎とする単位については、単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。
- (4) 土地（許可期間が1月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合に限る。）又は建物に係る使用料については、算出した額に1.10を乗ずる。

別表第3の2の表及び3の表に備考として次のように加える。

備考 使用料の額の算出に当たっては、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 算出の基礎とする期間については、使用料の額が年額で定められている許可に係る期間が、1年未満である場合又はその期間に1年未満の端数がある場合は月割とし、1月未満の端数が生じた場合は1月とする。
- (2) 算出の基礎とする単位については、単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。

（富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正）

第2条 富山県置県百年記念県民公園条例（昭和58年富山県条例第4号）の一部を次のように改める。

第14条中「若しくは第6条第1項」を「の許可を受けた者（認定計画提出者（法第5条の6第1項に規定する認定計画提出者をいう。第3項において同じ。）を除く。）若しくは法第6条第1項」に、「の許可又は」を「の許可を受けた者又は」に改め、「（第17条において「許可を受けた者」という。）」を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 法第5条の2第4項の条例で定める額は、別表第4に定める額とする。
- 3 認定計画提出者は、法第5条の7第3項に定めるところにより使用料を納めなければならない。

第17条中「ただし、」の次に「法第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第3項の許可又は第7条第1項若しくは第3項の」を加える。

別表第4備考を削り、同表の1の表を次のように改める。

1 法第5条第1項の規定により公園施設を設置し、又は管理する場合

区分	年額	月額	日額
土地	$(\text{当該土地の価格} \times \text{許可面積}) / \text{当該土地の面積} \times (5 / 100)$	$\text{年額} \times (1 / 12)$	$\text{月額} \times (1 / 30)$
建物	$(\text{当該建物の価格} \times \text{許可面積}) / \text{当該建物の延べ面積} \times (7 / 100) + (\text{当該土地の価格} \times \text{当該建物の建て面積}) / \text{当該土地の面積} \times (\text{当該建物の許可面積} / \text{当該建物の延べ面積}) \times (5 / 100)$	$\text{年額} \times (1 / 12)$	$\text{月額} \times (1 / 30)$

備考 使用料の額の算出に当たっては、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 価格とは、時価をいう。
- (2) 面積は、平方メートルを単位とする。
- (3) 算出の基礎とする単位については、単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。
- (4) 土地（許可期間が1月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合に限る。）又は建物に係る使用料については、算出した額に1.10を乗ずる。

別表第4の2の表及び3の表に備考として次のように加える。

備考 使用料の額の算出に当たっては、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 算出の基礎とする期間については、使用料の額が年額で定められている許可に係る期間が、1年未満である場合又はその期間に1年未満の端数がある場合は月割とし、1月未満の端数が生じた場合は1月と

する。

- (2) 算出の基礎とする単位については、単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(富山県立都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の富山県立都市公園条例の規定により公園施設の設置又は管理の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、同条の規定による改正後の富山県立都市公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の富山県置県百年記念県民公園条例の規定により公園施設の設置又は管理の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、同条の規定による改正後の富山県置県百年記念県民公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 114 号

工事請負契約変更に関する件

令和 2 年 9 月定例県議会において議決を経た主要地方道富山立山公園線道路総合
交付金（改築）富立大橋上部工工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結
するものとする。

令和 5 年 11 月 28 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

完 成 期 日	変更前	令和 6 年 1 月 31 日
	変更後	令和 6 年 3 月 27 日

議案第 115 号

工事請負契約変更に関する件

令和 5 年 2 月定例県議会において議決を経た主要地方道高岡環状線道路改築橋梁上部工（5－1）工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和 5 年 11 月 28 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

完 成 期 日	変更前	令和 6 年 3 月 15 日
	変更後	令和 6 年 3 月 27 日

議案第 116 号

富山県教育文化会館の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 5 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県教育文化会館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団

富山市新総曲輪 4 番18号

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

議案第 117 号

富山県高岡文化ホールの指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 5 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県高岡文化ホール

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団

富山市新総曲輪 4 番18号

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

議案第 118 号

富山県新川文化ホールの指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 5 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県新川文化ホール

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団

富山市新総曲輪 4 番18号

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

議案第 119 号

富山県利賀芸術公園の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 5 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県利賀芸術公園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団

富山市新総曲輪 4 番18号

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

議案第 120 号

富山県民共生センターの指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 5 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県民共生センター

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

サンフォルテ J O I グループ

代表者

公益財団法人富山県女性財団

富山市湊入船町 6 番 7 号

構成員

公益財団法人富山県女性財団

富山市湊入船町 6 番 7 号

株式会社インテック

富山市牛島新町 5 番 5 号

株式会社スカイインテック

富山市牛島新町 5 番 5 号

株式会社高志インテック

富山市下新町 5 番23号

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

議案第 121 号

富山県立乳児院の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 5 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県立乳児院

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

日本赤十字社富山県支部 支部長 新田 八朗

富山市飯野26番 1 号

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

議案第 122 号

富山県立山カルデラ砂防博物館の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 5 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県立山カルデラ砂防博物館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人立山カルデラ砂防博物館

中新川郡立山町芦峯寺字ブナ坂68番地

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

議案第 123 号

伏木富山港新湊地区国際物流ターミナルの指定管理者の指定に関する
件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設
の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 5 年 11 月 28 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

伏木富山港新湊地区国際物流ターミナル

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

伏木富山港港湾運送事業協同組合

高岡市伏木湊町 5 番 1 号

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 124 号

富山県呉羽青少年自然の家の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 5 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県呉羽青少年自然の家

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社東洋サービス北陸

富山市千歳町一丁目 6 番18号

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

議案第 125 号

富山県砺波青少年自然の家の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 5 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県砺波青少年自然の家

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社日本ビルサービス

砺波市三郎丸 313 番地

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

議案第 126 号

当せん金付証票の発売に関する件

当せん金付証票法（昭和23年法律第 144 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度において発売する当せん金付証票を次のとおり定める。

令和 5 年 11 月 28 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

発 売 総 額 100 億円以内

報告第 21 号

地方自治法第 179 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 5 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例一部改正の件
損害賠償に係る和解に関する件

専決処分第 43 号

富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例一部改正
の件

富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例の一部を
改正する条例

富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和36年富山県条
例第5号）の一部を次のように改正する。

別表の3中「日当、宿泊料及び食卓料」を「旅費」に改め、同表の表中「日当、
宿泊料及び食卓料」を「旅費」に、「別表第2の1の表に掲げる」を「に規定する」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年3月31日から適用する。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

令和5年10月2日

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 179 条第 1 項による専決処分）

専決処分番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
48	令和 5 年 6 月 27 日に富山市藤木地内で発生した車両誘導中における車両の損傷	富山市 全国共済農業協同組合連合会富山県本部 富山市在住 2 名	県が支払う額 140,100円	令和 5 年 10月13日
49	令和 5 年 4 月 15 日に県道富山大沢野線富山市西長江地内で発生した道路舗装の破損による車両の損傷	富山市在住 1 名	県が支払う額 4,950円	令和 5 年 10月17日
52	令和 5 年 7 月 8 日に県道富山大沢野線富山市山室地内で発生したコンクリート片の接触による車両の損傷	富山市在住 1 名	県が支払う額 18,000円	令和 5 年 10月31日

報告第 22 号

地方自治法第 180 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 5 年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 180 条第 1 項による専決処分）

専決処分番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
44	令和 4 年 7 月 31 日に富山市婦中町羽根地内で発生した借上車両の交通事故	石川県白山市在住 1 名	県が支払う額 499,956円	令和 5 年 10月 2 日
45	令和 5 年 7 月 3 日に南砺市金戸地内で発生した借上車両の交通事故	南砺市 大窪建設株式会社 南砺市在住 1 名	県が受け取る額 193,204円	令和 5 年 10月 2 日
46	令和 5 年 5 月 5 日に富山市総曲輪地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住 1 名	県が受け取る額 147,378円	令和 5 年 10月 3 日
47	令和 5 年 6 月 21 日に高岡市中央町地内で発生した警察車両の交通事故	高岡市在住 1 名	県が受け取る額 439,127円	令和 5 年 10月 3 日
50	令和 5 年 7 月 20 日に高岡市あわら町地内で発生した警察車両の交通事故	高岡市在住 1 名	県が支払う額 245,432円	令和 5 年 10月 17 日
51	令和 5 年 8 月 6 日に富山市月岡町地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住 1 名	県が受け取る額 414,671円	令和 5 年 10月 17 日
53	令和 5 年 5 月 9 日に高岡市大野地内で発生した借上車両の交通事故	高岡市在住 2 名	県が支払う額 118,980円	令和 5 年 11月 15 日
54	令和 5 年 7 月 28 日に高岡市西藤平蔵地内で発生した県有自動車の交通事故	高岡市 株式会社クボタフ ァーム紅農友会 高岡市在住 2 名	県が支払う額 1,795,315円	令和 5 年 11月 16 日